

下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第71回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

1 日時

平成27年12月4日（金）10:00～16:35

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員）伊藤眞，稲川龍也，井上弘通，岩井重一，北村節子，瀧澤泉，田中成明
（委員長），中田裕康，平木典子，明賀英樹（敬称略）

（庶務）中村総務局長，門田審議官，清藤総務局第一課長

（説明者）堀田人事局長，板津人事局任用課長

4 議題

（1）協議

- ・ 平成28年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について
- ・ 平成28年4月期の弁護士任官候補者について

（2）次回の予定について

5 議事

（1）協議

庶務から，前回の委員会以後の経過として，平成27年10月期の出向からの復帰候補者についての答申を最高裁判所に報告したこと並びにその候補者，平成27年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

- ・ 平成28年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者に

ついて

庶務から、平成28年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者122人のうち、1人が出向したことにより、今回の審議対象から外れたことが報告された。また、9月3日の当委員会の結果を受け、各地域委員会に対し、指名候補者について情報収集を行い、その結果を取りまとめて送付するように依頼したこと、各地域委員会では、当委員会からの依頼に基づき、情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。さらに、報告された情報が大部になったことから、予定どおり11月25日に作業部会が開催され、重点審議者として追加すべき者の有無についての検討及び9月の委員会において重点審議者とされた者についての検討が行われたことも併せて報告された。このほか、地域委員会における情報収集に関し、地域委員会から送付された情報の中には、依然として、弁護士会を經由して地域委員会に提供された情報が多く含まれていること、各地域委員会では、段階評価式アンケート方式のものは送付しないものの、弁護士会経由の情報であっても、具体的事実が指摘され、情報提供者の氏名が明示されているものについては、情報の適格性の最終判断を当委員会に委ねることとして、これを当委員会に送付していることから、作業部会でも、弁護士会経由の情報の適格性については委員会において個別に判断されるという前提で、これを一律に排除することなく、検討資料に含めて作業を行っていることが説明された。また、弁護士からの情報について、広島地域委員会より再任を不相当とする方向の記載しかできず具体的な事実を記載するのに十分なスペースもない定型書式を用いたものがあったことについて懸念が示されたこと、東京地域委員会から送付された情報の中にも弁護士会を回答先とする段階評価アンケート方式のものがあったこと、同地域委員会では以前より一部の弁護士会から地域委員会の方針と異なる方法・形式での情報提供が繰り返されていることについて議論が継続されていること、検察官からの情報について、組織的な情報収集が行われたのではないかと懸念されるものがあったことが報告された。

庶務からの報告を受けて、弁護士からの情報については、今後とも、弁護士会経由ではなく、地域委員会に直接提供されるよう、弁護士会に対して働き掛けていく必要があるが、本日の委員会においても、作業部会での取扱いと同様に、弁護士会経由の各情報については、一律に排除することなく、個別にその適格性を判断することとして審議を行うこととされた。また、地域委員会における情報収集の在り方については、今後、議論することとされた。

作業部会長である伊藤委員から、作業部会において、9月の委員会で重点審議者とされた者に追加して重点審議者とすべき者を検討した結果について報告され、審議の結果、重点審議者を追加することとされた。

続いて、作業部会長である伊藤委員から、作業部会の検討結果について報告がされ、その結果を踏まえて、指名候補者121人について、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、119人については指名することが適当であると、2人については指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

・ 平成28年4月期の弁護士任官候補者について

庶務から、9月3日の当委員会の結果を受け、関係する地域委員会に情報収集の依頼をしたこと、当該地域委員会では、当委員会での依頼に基づき情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。

作業部会における検討結果を踏まえ、指名候補者8人について、地域委員会が収集した情報及び最高裁判所から提供された資料に基づき、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、3人については指名することが適当であると、5人については指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

(2) 次回の予定について

次回の委員会は、12月21日(月)午後1時30分から開催され、平成28年1月の新任判事補候補者について審議することとなった。

以 上